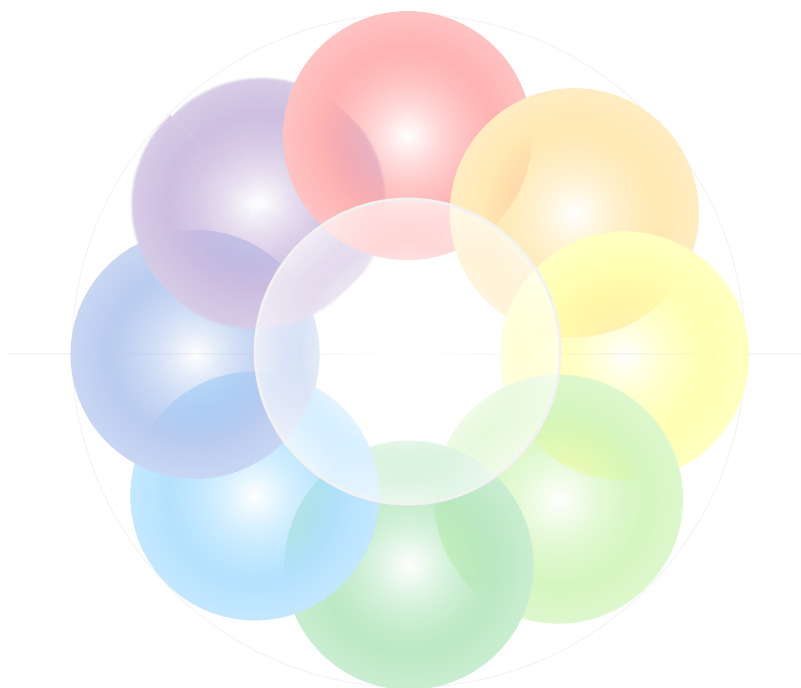


市民総合交流拠点施設 整備方針（案）

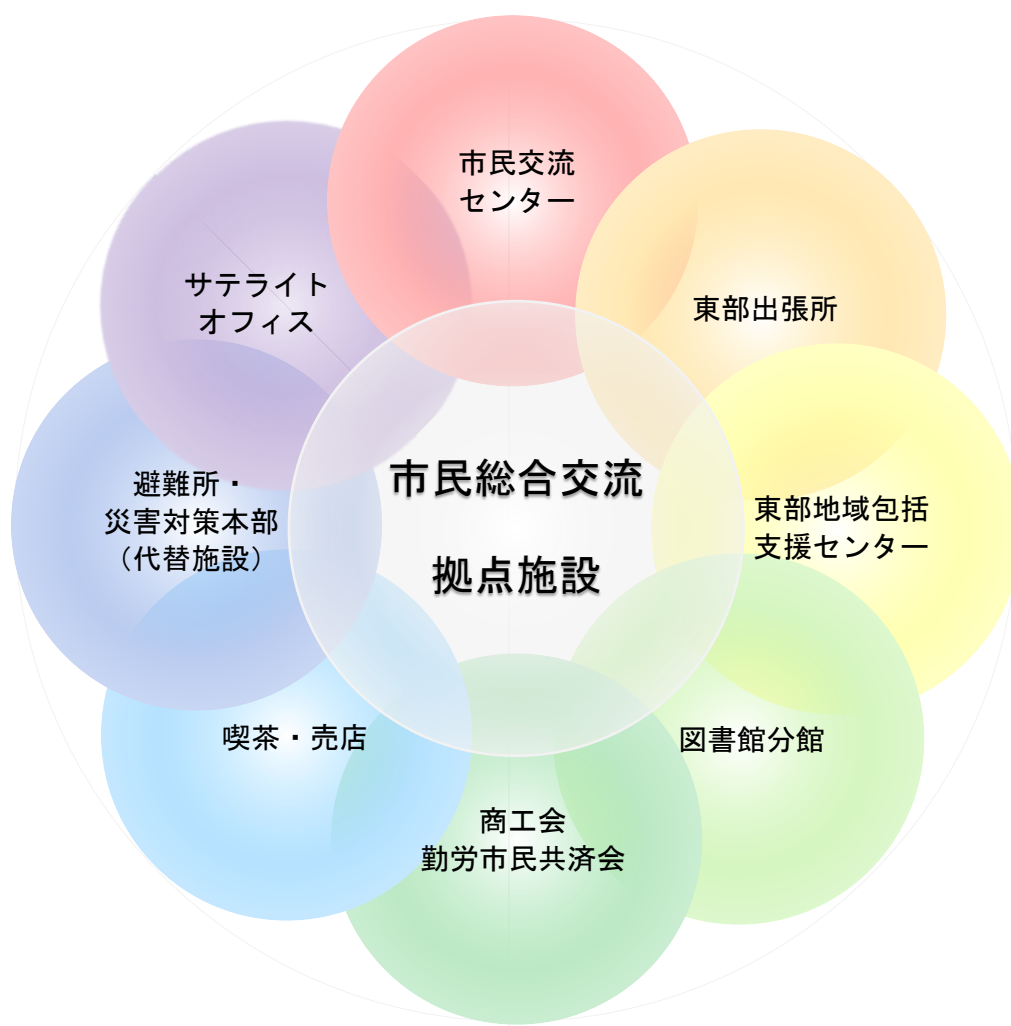


令和3年5月
昭島市

【目次】

市民総合交流拠点施設の整備コンセプト	1
第1章 整備方針	3
1 施設の位置づけ	3
2 集約化及び新たに設ける施設機能	4
3 災害時等における機能	6
第2章 市民総合交流拠点施設の展望	7
1 交流による発展	7
2 連携による新たなサービスの展開	7
3 継続的な施設利用	7
第3章 整備基本方針	9
1 整備基本方針	9
2 各施設の機能	10
第4章 施設概要	12
1 敷地概要、既存建物概要	12
2 機能別の設備等	13
結びに	17
添付資料 各施設の利用状況と考察	18

市民総合交流拠点施設の整備コンセプト



市民総合交流拠点となる三大コンセプト



1. 新しい交流の
あり方

2. 施設の複合化と
機能の集約

3. 予期せぬ危機や
新時代に備える

1. 新しい交流のあり方

市民をはじめ勤労者、地元企業、地域の団体など、様々なヒトに交流の場や創造の場を提供することで、新しい交流が生まれ、その交流を通じて多種多様な連携、協力が創出されていく施設を目指します。

2. 施設の複合化と機能の集約

施設の複合化により、多くの機能（サービス）が集約、一元化されます。

機能（サービス）が集まることによって、これまで別々の施設で利用していたサービスをひとつの施設で利用できるなど、利用の幅は大きく広がります。

東部地域において、市民に身近な行政サービスの提供や福祉の増進など、利便性の向上を図った施設を目指します。

3. 予期せぬ危機や新時代に対応する

大規模災害発生時などの際、地域の方々が安全で安心な建物として避難できるとともに、東部地域の防災拠点としての機能を備え、予期せぬ危機に対応できる施設を目指します。

また、デジタル化を推進する新時代に対応できるよう、サテライトオフィス機能を追加し、施設の機能を深化させ、市の業務を支障なく継続できる施設を目指します。

第1章 整備方針

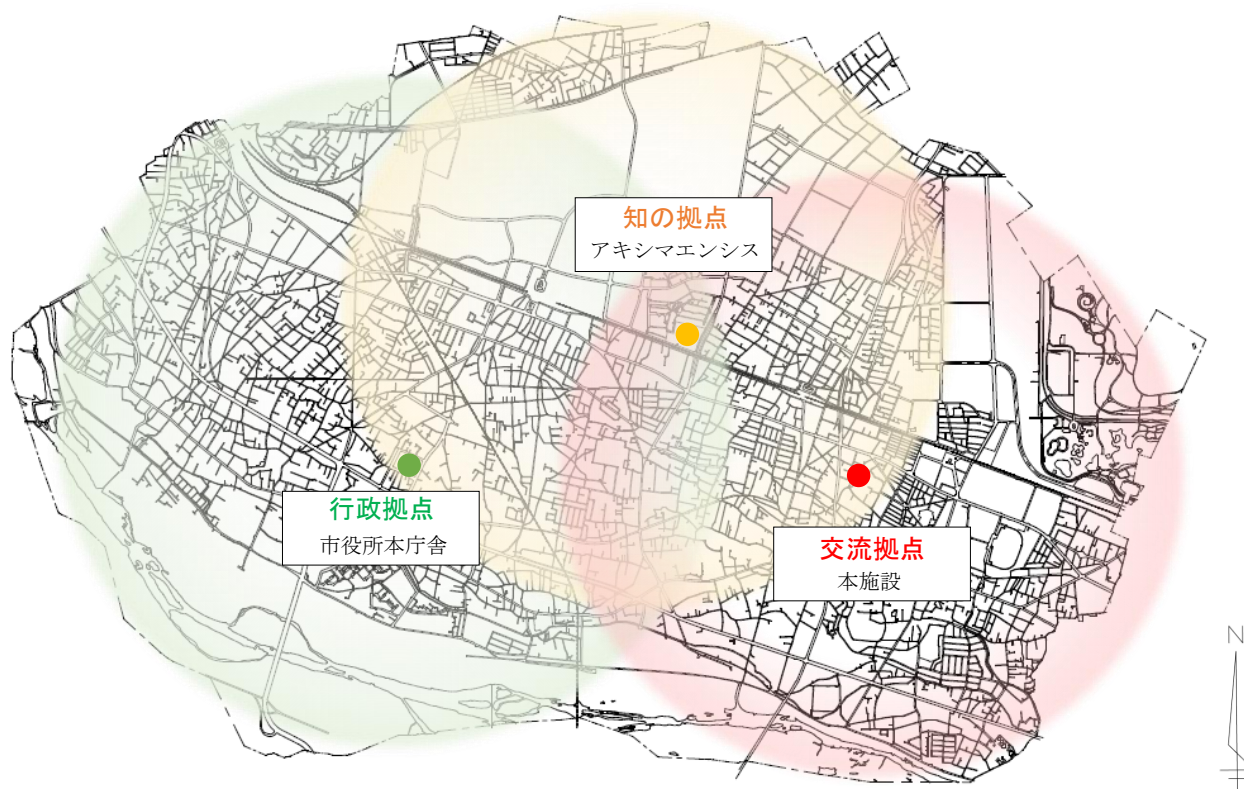
1 施設の位置づけ

市民総合交流拠点施設（以下「本施設」という）の整備計画地は、市の東部に位置しています。

新たな拠点となる本施設には、市の東部に点在している複数の施設を複合化して機能を集約することで、様々なヒトに交流の場を提供するとともに、一元化された行政サービスを行うことができる「交流拠点」として整備します。

市全体の位置関係に着目すると、西部には行政拠点である市役所本庁舎、中部には知の拠点であるアキシマエンスが位置しています。

本施設を新たに「交流拠点」として市の東部に整備することで、市内に三つの拠点が構築されることとなります。また、これらの拠点が最適な位置関係にあることから、各々が相互に関わりあうことで、市内における様々なニーズに対応した行政サービスの提供が期待できます。



昭島市全域図

2 集約化及び新たに設ける施設機能

(1) 集約化する施設機能

- ① 市民交流センター
- ② 東部出張所
- ③ 東部地域包括支援センター
- ④ 商工会・勤労市民共済会

(2) 新たに設ける施設機能

東部地域における図書館分館

市民交流センターを建て替え、新たな拠点施設として、①から④の施設機能を集約するとともに、図書館分館を設置し、施設の複合化を図ります。

【各施設の位置関係】



(3) 集約化する施設の現状

①市民交流センター

貸室スペースとしての5つの会議室と、活動室があります。会議室は市民による会合や懇談会のほか、企業等による会議や健康診断、採用面接などにも利用されています。活動室はコミュニティ協議会や保護司相談、市民サロンなど、各種団体が活動できるスペースとして活用されています。

しかしながら、建物の老朽化に加え、施設にエレベーターがないことで、2階3階の会議室や活動室を利用する多くの利用者に不便をかけている状況です。

②東部出張所

市立玉川会館内に機能を有しています。

令和元年度における住民票の全部写しの交付数は、市役所本庁舎以外の施設（コンビニ交付を含む）での交付数の約4割を占めており、市役所本庁舎以外での交付数が最多の施設となっています。また、福祉サービス等に関する申請手続き等ができる保健福祉総合窓口を設置しており、市役所本庁舎まで行かずに各種手続きができることから、市民のニーズは高いと考えられます。

なお、市立玉川会館は建物の老朽化や施設内の狭あいにより、効率的な行政サービスの提供に支障をきたしている状況であり、複合化後の施設の活用方法についても検討していく必要があります。

③東部地域包括支援センター

東部地域包括支援センターは現在、計画地に近接する民間建物内に施設機能を有しています。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行うとともに、総合相談機能を有する保健・医療及び地域福祉の拠点として、市内に5つのセンターを設置しています。

④商工会・勤労市民共済会

勤労商工市民センター内に機能を有しています。

なお、勤労商工市民センターは、公共施設等総合管理計画における個別施設計画において、「新たな市民総合交流拠点施設の整備に伴って一部機能の複合化や施設のあり方などの検討を進めていく」としています。

(4) 東部における図書館の現状

東中神駅の近隣に位置していた旧市民図書館は、都道拡幅計画に伴い令和元（2019）年12月末に閉館し、本館機能をアキシマエンスに移転しました。これに対応するため、臨時窓口を市立玉川会館内に設置し、移動図書館車の貸し出しステーションを増設していますが、東部地区における図書館機能の設置を望む声が多く寄せられています。

3 災害時等における機能

(1) 自然災害への防災減災対策

近年、首都直下型地震や立川断層帯地震等の巨大地震の発生が懸念されています。加えて、地球温暖化の影響等により、台風の大規模化、線状降水帯等による水害のリスクが更に高まることが想定されます。

本市では、令和元（2019）年 10 月に襲来した台風第 19 号の影響により、初めて避難指示を出し、26 か所の避難所を開設し 1,137 人の方が避難されました。

風水害時には浸水想定区域内の学校や市立会館は避難所として開設出来ないため、震災時と比べ避難所として利用できる施設が少ないことや、新たに感染症対策として一人当たりの避難スペースを約 1.65 m²から 4 m²へ拡大することを考慮すると、浸水想定及び土砂災害警戒の区域外において、新たに避難所を確保する必要があります。

本施設に避難所機能を整備し、あわせて、避難者への支援については、学校給食共同調理場をはじめとする周辺施設と連携し、対応を図っていきます。

本市では、災害が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合には、法令及び地域防災計画の定めるところにより、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、昭島市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施することとなっています。

災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎となっていますが、万が一、市役所本庁舎が被災し立ち入ることが出来ない場合は、本施設が災害対策本部の代替施設として役割を担うとともに、市役所本庁舎に支障がない場合においては、東部地域の防災拠点として活動できるよう整備を進めていきます。

(2) 新型コロナウイルス感染症等への対策

新型コロナウイルス感染症は、収束する方向はいまだ見られず、市民生活に大きな影響を及ぼしています。市は市民の生命と健康を守るために、市職員はもとより来庁者への手指の消毒等をはじめ、体調管理、執務室の密を避けるなどの様々な対策を行っています。

このような状況下においても、市役所機能は一時も停止させることなく継続させることが求められますが、感染症が爆発的に拡大した場合には、今まで以上の対策を講じる必要があります。リスクマネジメントの観点から、業務を続けながらも市職員が感染しないような対策として、サテライトオフィスや在宅勤務等のテレワークといった業務形態が考えられます。

本施設では、災害時等の機能の中に、感染症拡大時の対応として市職員のサテライトオフィス機能を備えるなどの対応を図っていきます。

第2章 市民総合交流拠点施設の展望

1 交流による発展

貸室スペースを利用したイベント等の開催により、様々な団体によるコラボレーションが生み出されたり、新たに設置する喫茶コーナーなどの共有スペースにおいても新たな交流の創出が期待できます。加えて、様々な団体の活動成果などを展示できるスペースの確保や福祉事業者等の自主製品の展示・販売を支援することで、更なる交流の発展に繋がることも考えられます。

また、商工会・勤労市民共済会を訪れる市内の商工業者や勤労者と、市民の利用者が館内で関わることで、“ヒト”の新たな連携や多様性に満ちた意外な“モノ”や“コト”が生まれ、地域振興の活性化が期待できます。

2 連携による新たなサービスの展開

これまで各々の施設が固有のサービスを提供していましたが、施設の複合化、多機能化によりサービスの向上や新たなサービスの創造が期待できます。

例えば、東部出張所の保健福祉総合窓口へ福祉手続に来た方が、東部地域包括支援センターへ立ち寄り、介護や健康、福祉、医療や生活に関する様々な悩みや支援について相談することができます。また、介護予防教室や市民団体が主催する市民サロンなど活動の場を提供することにより、地域の方々の介護予防、生活支援に努めることができます。

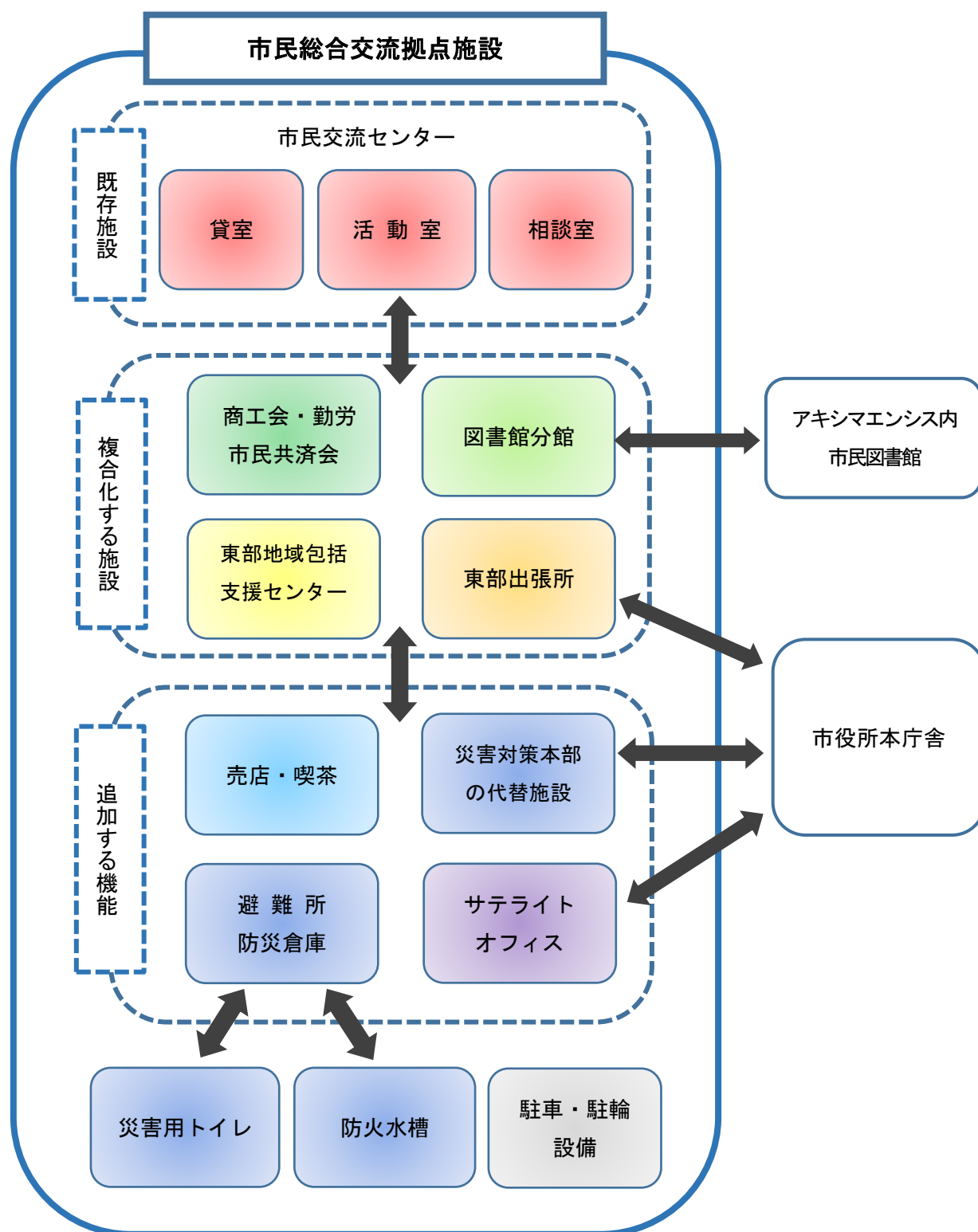
また、活動室で活動する市民グループが、活動に必要な図書や資料を図書館分館から調達することや、図書館分館主催のイベントや講習会を利用する方々が、市民団体へと発展し、活動室を利用することが考えられます。

一方で、複合化することにより、施設全体の運営や維持管理を一体的に行うことが可能になります。それぞれの施設を単独で整備した場合と比較して、施設運営に係る費用においても効果的な軽減が期待できます。

3 継続的な施設利用

交流により生まれた人と人とのつながりが発展していき、継続的に施設を利用することにより、人と人の絆が深まることや、興味のある本を借りて個人の知識を深めるなど、様々な場面において“ヒト”の深みが出るのが期待できます。

<連携の概念図>



第3章 整備基本方針

1 整備基本方針

本施設は、前述のコンセプトを実現するため、次のとおり整備基本方針を定めます。

(1) 安全で安心な施設

安全で安心な施設の整備を原則として、通常時はもとより災害時においても機能を発揮できる施設を整備します。

(2) 可変性のある施設

通常時には利用状況に合わせた施設利用が可能で、災害時における防災拠点の機能や、サテライト機能を合わせ持った可変性のある施設を整備します。

(3) デジタル化に対応した施設

通常時はもとより災害時においても対応可能なネットワーク環境を構築するとともに、十分なデジタル機器を配備します。

(4) ユニバーサルデザインに配慮した施設

誰もが快適に利用できる施設を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した施設を整備します。

(5) 環境に配慮した施設

環境負荷の低減や省エネルギー性能の向上を図った上で、環境に配慮した整備を行い、SDG s の理念を踏まえた環境保全に努めます。

なお、今後この整備基本方針に沿って整備を進めていくにあたり、施設運営の手法等についても検討していきます。

2 各施設の機能

施設名又は施設機能		概 要
既存施設	市民交流センター	貸室：市民、企業など多岐にわたる貸室サービス
		活動室：主に市民団体、市民サロン等に活動の場を提供
		相談室：各種相談の場として提供
複合化する施設	東部出張所	市役所の窓口事務の出張所であり、身近な行政サービスを提供 <主なサービス> ・住民票関係の交付サービス ・住民登録関係の届出の受理サービス ・マイナンバーカードの更新事務 ・納税（収納）サービス ・福祉サービス等に関する手続きサービス
	東部地域包括支援センター	介護・医療・福祉の各専門職が配置され、多種多様な相談内容に対応が可能 <主なサービス> ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント業務
	図書館分館	アキシマエンス内市民図書館と連携し、市民の学びを支え、地域や住民の課題解決に必要な資料や情報を提供 <主なサービス> ・開架資料閲覧サービス ・レファレンスサービス ・ICTを利用した利便性の高いサービス ・学習の場の提供
	商工会・勤労市民共済会	<商工会> 地域商工業全般の改善発達を図るための経済団体 中小・小規模事業者の経営改善を目的とした経営改善普及事業と地域振興のための地域振興事業を行う <勤労市民共済会> 市内の中小事業所に勤務する従業員及び事業主の福利厚生増進、事業所の振興と地域社会の活性化に寄与

施設名又は施設機能		概 要
追加する 機能	売店・喫茶	館内での待ち時間で利用 自由な時間を過ごせる場所を提供 各種交流につながる物品等の販売
	避難所 防災倉庫	(避難所) 災害時には安心できる避難所を開設 (防災倉庫) 災害時の避難生活者用の物資と食料を備蓄する施設
	災害対策本部 (代替施設)	万が一、市役所本庁舎に災害対策本部が設置できない場合は、本施設がその役割を担う
	サテライトオフィス	感染症対策として市役所機能を継続して行える施設 デジタル化などの新時代に追従したサテライト機能
その他設備	災害用マンホールトイレ	災害時に避難者が利用する設備
	防火水槽	火災が発生した際、消防水利として利用
	駐車場 駐輪場	一定の駐車・駐輪スペースを設置

第4章 施設概要

1 敷地概要、既存建物概要

計画地		昭島市玉川町四丁目9番22号
敷地面積		2,277.61 m ²
接面道路		(北側) 市道南306号 幅員4m (西側) 市道南307号 幅員4m
用途地域等	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	高度地区	第2種高度地区
	防火指定	準防火地域
日影規制		3時間-2時間(測定面4m)
新築建物 想定規模	延床面積	2,000 m ² 程度
	階数	3階

既存建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建
	延床面積	1,544.68 m ²
	建設年度	昭和40年度(1965年)

周辺案内図



2 機能別の設備等

整備にあたって予定している機能別の設備等を記載しています。

機能	利用内容等	必要な設備・仕様等
延床面積 2,000 m ² 程度（駐車場・駐輪場を除く）		
（１）市民交流センター		
貸室	会議・研修等を催す	利用人数に合わせて対応できるフレキシブルな空間 LAN 環境、プロジェクター サテライトオフィス機能
活動室	市民団体の活動 市民サロン	LAN 環境
相談	各種相談	プライバシー保護仕様
（２）東部出張所		
受付窓口	申請書の受け取り 各種証明書の交付	カウンター プライバシー保護仕様
申請書等 記載	申請書の記入	記載テーブル
事務	東部出張所に係る事務全般	職員執務スペース 申請書等保管スペース セキュリティ機能
（３）東部地域包括支援センター		
受付窓口	申請書の受け取り 相談、問い合わせ	カウンター プライバシー保護仕様

機能	利用内容等	必要な設備・仕様等
相談	プライバシーを確保して行う相談	プライバシー保護仕様
事務	地域包括支援センターに係る事務全般	職員執務スペース
(4) 図書館分館		
受付窓口	新規登録、レファレンスサービス等窓口全般業務	カウンター 業務端末一式
開架・閲覧	一般書架 児童書架 閲覧スペース	書架、利用者用閲覧席、利用者用端末(OPAC)、セルフ貸出端末など
学習	個人学習	電源及びLAN環境の整った学習席
管理	返却図書の整理、他館への配送準備、職員の荷物の保管	職員執務スペース 作業用テーブル、書籍棚
(5) 商工会・勤労市民共済会		
受付窓口	相談、問い合わせ	カウンター プライバシー保護仕様
事務	商工会、勤労市民共済会に係る事務全般	職員執務スペース 書庫
(6) 売店・喫茶スペース		
喫茶	軽飲食をとる くつろぐ	テーブル、椅子 カウンター
売店	物品の販売	陳列棚
バックヤード	軽飲食の調理、保管	冷蔵庫、保管庫 食品庫、キッチン

機能	利用内容等	必要な設備・仕様等
(7) 共用部		
待合・休憩	手続き等の待合 活動中の休憩など	椅子、冊子書架、モニター
情報提供	各施設の情報を提供	書架 印刷機
廊下・階段・ロビー	作品展示スペースなど	
(8) 共用施設		
トイレ		各階男女用1か所ずつ 各階バリアフリースペース1か所
エレベーター		1基（身障者対応）
授乳・おむつ交換	乳幼児の世話	1か所以上
準備・待機	会議室等の準備 相談者・相談員の待機	
倉庫	貸室等の備品保管 各施設の備品保管	
各施設職員用 更衣室	更衣室 休憩スペース	男女1か所ずつ
給湯室		ミニキッチン、冷蔵庫等
管理	施設全体の受付・管理・警備等	執務スペース 休憩スペース 廃棄物集積スペース
機械室 電気室 等		

機能	利用内容等	必要な設備・仕様等
(9) 避難所・災害対策本部（代替）機能		
防災倉庫	避難所生活者用物資と食料を備蓄	避難所収容人数に応じた面積 搬出入スペース
防災設備		非常用発電設備（72 時間） 防災行政無線設備 個別ネットワーク 副統制台 など
(10) 外構		
災害用マンホール トイレ	災害時に避難者が利用する設備	
防火水槽	火災が発生した際、消防水利として利用	
駐車 駐輪		一定の駐車・駐輪スペース 出入口ゲート

結びに

市民交流センターは昭和 41（1966）年に結婚式ができる施設として、福社会館の名称で開設しました。

式場用に設計された施設は大人数が利用できることから、結婚式をはじめ、会議や集会など、市民の交流の場として多くの方に利用されてきました。

その後、時代の経過とともに民間の結婚式場が多く開設される中で、平成 17（2005）年には公設の結婚式場として一定の役割を終え、市民相互の交流の促進を図り、明るい地域社会の形成に寄与するという新たな役割のもと、市民交流センターと改称し、今日まで市民の皆様交流の場を提供しています。

しかしながら、開設から 50 年以上が経過した建物は老朽化が進んでおり、また、エレベーター設備もないため、使途が限定されるなど様々な課題を抱えています。市民の皆様からも、エレベーターの設置やバリアフリー化、施設の建て替えを望む声が寄せられ、本市では公共施設計画検討委員会など市内での検討を進めてきました。

また、国においても、公共施設の老朽化への対応は大きな課題となっており、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成 26（2014）年 4 月には地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされました。

本市ではこれを受け、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を効果的かつ計画的に実施し、財政負担の軽減化と平準化を図るとともに、将来のまちづくりの実現に寄与することを目的とした「昭島市公共施設等総合管理計画」を平成 29（2017）年 3 月に策定し、令和 3（2021）年 3 月には各施設の今後のあり方についての方針及び個別の長寿命化・建替計画等を定めた「昭島市公共施設等総合管理計画における個別施設計画」を策定しました。

この個別施設計画において市民交流センターは、他施設との複合化、多機能化について、具体的に検討し、令和 7（2025）年の開設に向け整備を進める「新たな市民総合交流拠点」として位置付けています。

加えて、施設の整備にあたっては、戦後最大の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症などの感染症対策や、近年脅威を増す自然災害への防災減災対策などについても、可能な限りの対応ができるように備える必要があります。

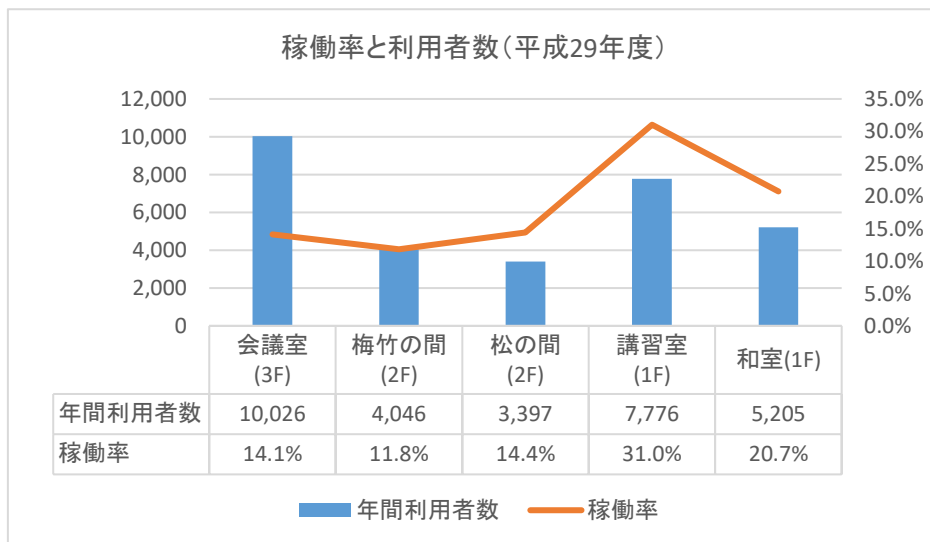
これらの状況を踏まえ、市民交流センターは交流拠点機能を継承した上で、市東部に点在する施設の集約化を図り、拠点となることで、より一層の公共の福祉の増進につながる市民総合交流拠点施設として生まれ変わります。

本整備方針は、市民総合交流拠点施設整備についての基本的な考え方や施設コンセプトをまとめたものであり、新たな時代にふさわしい施設を目指し、整備を進めていきます。

添付資料

各施設の利用状況と考察

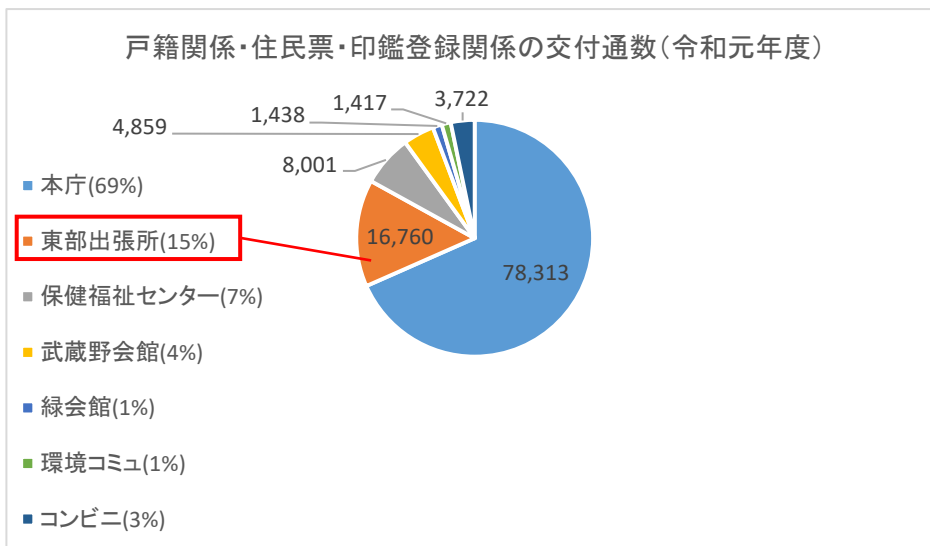
①市民交流センター



〈考察〉 1階にある講習室(約82㎡)は利用者が8,000人弱、稼働率が30%超であり、同じく1階にある和室(約82㎡)は利用者が5,000人超、稼働率が20%超である。一方で、3階にある会議室(約164㎡)は面積が広く、利用者は10,000人超であるものの、稼働率は約14%となっている。

このことから、1階は動線がよいため稼働率が高く、利用者数も多いことと、3階は会議室としての利用ニーズはあるものの、エレベーターがないため、稼働率が低い傾向であることがわかる。

②東部出張所

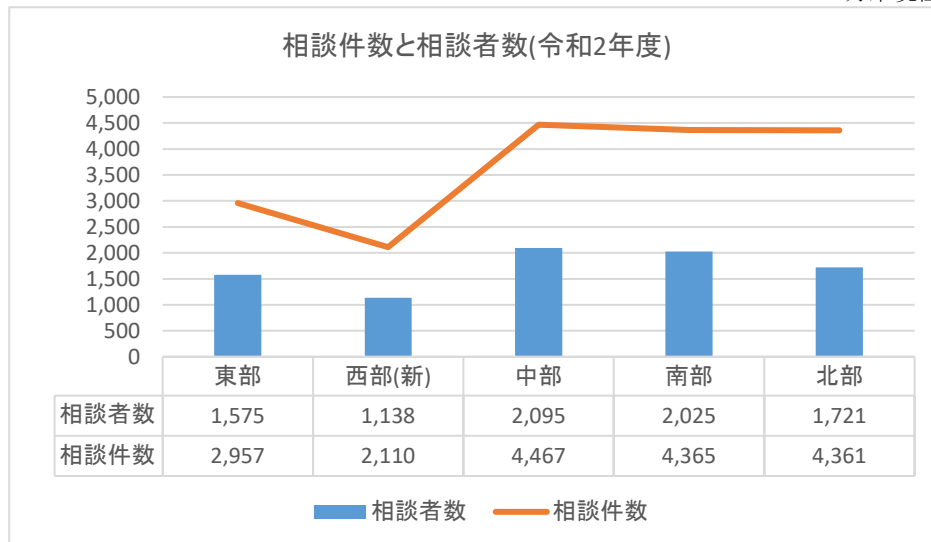


〈考察〉 交付場所ごとの交付通数を見ると、市役所本庁舎の約78,000通(69%)に次いで、東部出張所が約17,000通(15%)となっている。

市役所本庁舎を除いた施設(コンビニを含む)約36,000通の中での東部出張所の割合は5割弱を占めており、市役所本庁舎まで行かずにサービスを提供できることから、東部地域における市民ニーズは高いことが分かる。

③東部地域包括支援センター

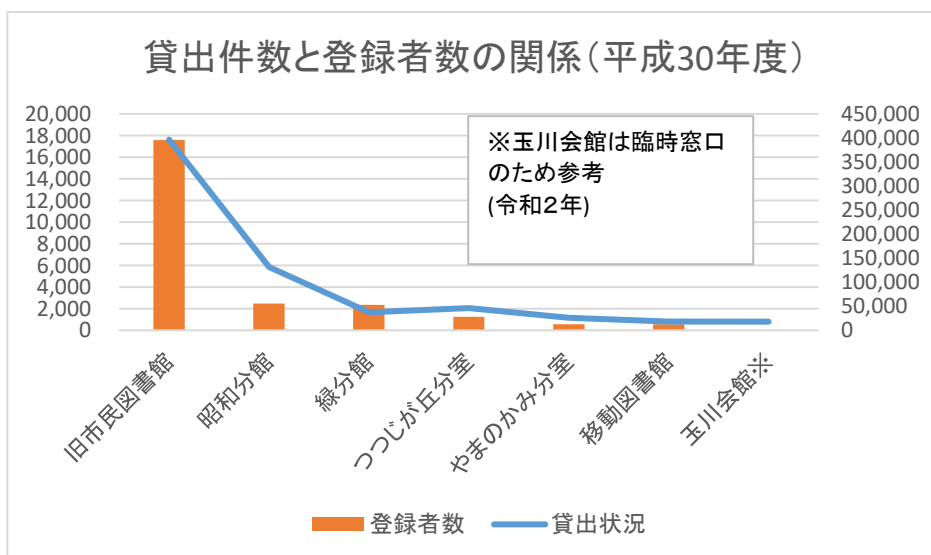
1月末現在



〈考察〉 相談件数は地域によって差があるものの、相談者数については、どの地域においても地域差はなく、バランスのとれた配置となっていることがわかる。

このことから、東部地域包括支援センターについては、引き続きその機能を維持していく必要がある。

④図書館



〈考察〉 図書の貸出件数と登録者数は密接に関係しており、居住地域にある図書館を身近に利用しているということがわかる。

アキシマエンスの開館により、東部地域では移動図書館車の貸し出しステーションの増設や市立玉川会館内に臨時窓口を設置し対応しているが、今後は昭和分館や緑分館の登録者数や貸出件数などを参考に、東部地域の分館機能の設置を検討していく必要がある。

なお、東部に位置する東町、郷地町、玉川町、福島町、もくせいの杜、築地町の人口は21,940人で市全体の19%を占めている。

市民総合交流拠点施設整備方針(案)

発行年月：令和 3 年 5 月

発 行：昭島市

編 集：企画部市民総合交流拠点施設建設担当

所 在 地：〒196-8511 昭島市田中町 1-17-1

電 話：042-544-5111（代表）